

令和8年4月10日

保険局高齢者医療課

課長 補佐 岩津 花 (内線 3785)

企画法令係長 品川 拓海 (内線 3154)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率について、3月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたのでお知らせします。

【医療分】（令和8・9年度）

被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額7,989円となる見込みです（令和6・7年度の7,411円から578円（7.8%）増加）。

- | | | |
|----------------|-----------|-------------------|
| ・ 被保険者均等割額（年額） | : 56,083円 | （令和6・7年度 50,389円） |
| （月額） | : 4,673円 | （令和6・7年度 4,199円） |
| ・ 所得割率 | : 10.17% | （令和6・7年度 10.21%） |
| ・ 平均保険料額（年額） | : 95,875円 | （令和6・7年度 88,940円） |
| （月額） | : 7,989円 | （令和6・7年度 7,411円） |

【子ども分】（令和8年度）

被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額194円となる見込みです。

- | | |
|----------------|----------|
| ・ 被保険者均等割額（年額） | : 1,351円 |
| （月額） | : 112円 |
| ・ 所得割率 | : 0.25% |
| ・ 平均保険料額（年額） | : 2,333円 |
| （月額） | : 194円 |

※【子ども分】は、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるため、高齢者を含む全ての世代や企業が拠出する「子ども・子育て支援金」です。（[子ども・子育て支援金制度について](#) | [こども家庭庁](#)）

※子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されることとなるため、令和9年度の【子ども分】の保険料率は、令和8年度末までに各広域連合議会において決定されます。

後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等（医療分）

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）		（参考） 基礎年金受給者 （年金収入84万円） （月額）
	令和6・7年度		令和8・9年度		令和6・7年度	令和8・9年度（見込）	令和8・9年度
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （%）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （%）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）
全国	50,389	10.21	56,083	10.17	7,411	7,989	1,309
北海道	52,953	11.79	59,963	11.61	6,674	7,295	1,392
青森県	46,800	9.90	50,500	9.00	5,126	4,990	1,175
岩手県	43,800	8.53	48,800	8.50	4,873	5,496	1,133
宮城県	47,400	9.28	52,200	9.12	6,459	6,933	1,216
秋田県	45,260	9.02	55,996	9.73	4,684	5,847	1,300
山形県	47,600	9.43	52,500	9.63	5,452	6,014	1,225
福島県	45,900	8.98	49,000	9.24	5,441	5,744	1,143
茨城県	47,500	9.66	49,500	9.32	6,839	7,128	1,155
栃木県	45,600	8.84	49,100	9.00	6,120	6,476	1,146
群馬県	49,100	10.07	54,600	9.78	6,576	6,877	1,267
埼玉県	45,930	9.03	52,370	9.49	7,310	8,189	1,217
千葉県	43,800	9.11	51,000	9.40	7,386	8,237	1,183
東京都	47,300	9.67	53,300	9.88	9,697	10,352	1,242
神奈川県	45,900	10.08	52,531	10.30	9,055	9,842	1,225
新潟県	44,200	8.61	49,200	8.61	5,277	5,852	1,148
富山県	46,800	8.82	55,800	10.19	6,148	7,296	1,302
石川県	50,760	9.88	57,300	11.14	6,731	8,065	1,337
福井県	49,700	9.70	54,140	10.83	6,799	7,840	1,263
山梨県	50,770	11.11	52,610	9.44	7,320	7,070	1,228
長野県	44,365	9.45	48,827	8.80	6,304	6,745	1,139
岐阜県	49,412	9.56	55,385	9.71	6,679	7,317	1,292
静岡県	47,000	9.49	51,100	9.35	7,039	7,415	1,192
愛知県	53,438	11.13	56,130	10.48	8,941	9,045	1,308
三重県	48,903	9.82	54,843	9.53	6,748	7,263	1,280
滋賀県	48,604	9.56	55,380	10.13	7,122	8,051	1,292
京都府	56,340	10.95	59,590	10.15	7,907	8,280	1,390
大阪府	57,172	11.75	64,931	11.51	8,277	9,010	1,515
兵庫県	52,791	11.24	58,427	10.77	7,989	8,301	1,363
奈良県	51,500	10.55	57,100	10.63	7,990	8,622	1,325
和歌山県	54,428	11.04	58,748	10.36	6,492	6,771	1,371
鳥取県	52,138	10.64	52,138	10.64	6,266	6,568	1,217
島根県	50,160	10.08	57,170	10.02	5,949	6,561	1,334
岡山県	50,200	10.49	60,100	10.88	6,916	7,891	1,400
広島県	49,621	9.63	55,090	9.93	7,103	7,831	1,285
山口県	57,012	11.52	63,513	11.36	7,212	7,836	1,482
徳島県	56,311	10.55	60,976	10.91	6,308	6,829	1,423
香川県	54,000	10.41	58,000	9.93	6,998	7,388	1,353
愛媛県	51,930	10.16	55,630	9.79	5,919	6,186	1,298
高知県	56,000	10.78	60,400	10.31	6,309	6,747	1,409
福岡県	60,004	11.83	66,340	11.70	7,783	8,330	1,548
佐賀県	57,100	11.09	68,700	11.79	6,770	8,159	1,603
長崎県	52,400	10.31	56,200	9.59	5,938	6,192	1,308
熊本県	58,000	10.98	63,000	11.06	6,407	7,088	1,470
大分県	59,200	11.55	64,200	11.25	6,740	7,283	1,492
宮崎県	51,700	10.08	56,300	10.08	5,517	5,875	1,300
鹿児島県	59,900	11.72	69,800	11.72	6,241	7,174	1,625
沖縄県	56,400	11.60	61,000	10.81	8,439	8,731	1,423

○ 令和8・9年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

○ 令和6・7年度の被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出。（令和7年度は速報値）

○ 基礎年金受給者（年金収入84万円）については、均等割7割軽減に該当する（令和8・9年度は、7割軽減に加えて更に0.2割軽減することを可能としている）。

後期高齢者医療制度の令和8年度の保険料率等（子ども分）

	均一保険料率（年額・率）		被保険者一人当たり 平均保険料額（月額）
	令和8年度		令和8年度（見込）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）
全国	1,351	0.25	194
北海道	1,364	0.28	172
青森県	1,300	0.20	115
岩手県	1,366	0.26	158
宮城県	1,370	0.25	185
秋田県	1,350	0.25	144
山形県	1,373	0.25	155
福島県	1,400	0.25	154
茨城県	1,400	0.28	204
栃木県	1,300	0.25	173
群馬県	1,400	0.25	174
埼玉県	1,330	0.25	210
千葉県	1,310	0.25	213
東京都	1,300	0.26	265
神奈川県	1,330	0.25	243
新潟県	1,354	0.26	168
富山県	1,373	0.26	182
石川県	1,360	0.24	183
福井県	1,300	0.26	190
山梨県	1,330	0.25	182
長野県	1,339	0.25	183
岐阜県	1,374	0.25	185
静岡県	1,400	0.25	195
愛知県	1,362	0.25	215
三重県	1,370	0.25	186
滋賀県	1,340	0.25	184
京都府	1,350	0.25	193
大阪府	1,373	0.24	191
兵庫県	1,351	0.24	190
奈良県	1,400	0.25	203
和歌山県	1,385	0.25	159
鳥取県	1,363	0.25	158
島根県	1,370	0.26	165
岡山県	1,400	0.25	179
広島県	1,337	0.25	194
山口県	1,354	0.24	167
徳島県	1,356	0.25	154
香川県	1,300	0.25	182
愛媛県	1,320	0.25	153
高知県	1,393	0.24	157
福岡県	1,339	0.25	176
佐賀県	1,400	0.24	163
長崎県	1,300	0.25	154
熊本県	1,400	0.25	161
大分県	1,400	0.24	156
宮崎県	1,356	0.25	145
鹿児島県	1,400	0.25	151
沖縄県	1,290	0.26	203

○ 令和8年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

(参考) 主な保険料変動要因

○ 一人当たり医療給付費の伸び

令和8・9年度被保険者一人当たり医療給付費の見込み（各広域連合の見込みによる全国平均）は年間約94.2万円であり、令和6・7年度（実績見込み）の年間約89.8万円から約4.89%増加する見込みである。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に算出している。

○ 後期高齢者負担率の変更

給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合（後期高齢者負担率）について、2年ごとに政令で定めている。令和6年4月からは、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直した。令和8・9年度は13.27%（令和6・7年度12.67%）である。

○ 出産育児一時金を全世代で支え合う仕組み（出産育児支援金）

子育てを社会全体で支援する観点から、令和6年4月より、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入した。令和6・7年度は、高齢者負担の激変緩和の観点から負担額は1/2とされていたが、令和8年度より激変緩和措置が終了し、また、令和8・9年度の出産育児支援金率は7.44%となった。これにより、令和8・9年度の出産育児支援金の金額は、各年度260億円と推計している。

○ 剰余金の活用

令和6・7年度の保険料率改定時における一人当たり医療給付費の見込み（年間約90.2万円）ほど、実績が伸びなかった（年間約89.8万円）こと等により、各広域連合において剰余金が発生し、計2,481億円の剰余金を保険料増加抑制に活用することを見込んでいる。

○ 財政安定化基金からの交付

広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金（国、都道府県及び広域連合（保険料）が3分の1ずつ拠出）から計396億円の交付を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第14条において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。